

議第 1573 号

加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の変更について (石川県指定)

加賀都市計画区域及び山中都市計画区域を次のとおり変更する。

- 1 都市計画区域の名称
加賀都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
(新たに都市計画区域に含める土地の区域)
山中温泉中津原町、山中温泉滝町、山中温泉菅生谷町の各全部並びに山中温泉四十九院町の一部
(都市計画区域から除かれる土地の区域)
なし
- 3 変更の理由
平成17年10月の旧加賀市と旧山中町の合併に従い、現在の加賀都市計画区域(旧加賀市)と山中都市計画区域(旧山中町)を、一つの都市計画区域である加賀都市計画区域に統合し、一体の都市として整備、開発及び保全を図る。
また、四十九院トンネルの供用などによる交通アクセス性の向上等により、都市としての一体性が高まった旧山中町東谷地区を新たに都市計画区域に追加し、総合的に整備、開発及び保全を図る。